項　　目	主 要 施 策 ・ 成 果 ・ 予 算 執 行 実 績
１．総　　括	後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき７５歳以上（６５歳以上で一定の障害があると認定された方を含む。）の方を対象としている。北海道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合は保険者として医療の給付等を行い、各市町村は広域連合で賦課した保険料の徴収、収納業務及び各種申請等の窓口業務を行っている。 歳入の状況は、広域連合に納付する保険料が過年度分を含め９６，２０８千円で、そのうち現年度分の収納率は９９．７７％となった。一般会計からの繰入金は、３３，８６４千円で、このうち保険基盤安定繰入金２３，６１９千円は収納した保険料同様、運営保険者である広域連合へ負担金として納付した。そのほかの歳出の状況は、事務担当者の人件費及び事務諸経費で１１，６５７千円、このうち広域連合へ事務諸経費相当分として納める事務費負担金が４，０２４千円となった。
２．保険料の状　　況	１．保険料率

区　分	税　率　等
均等割 (一人当たりの額)	52,953円
所得割 (本人の所得に応じた額)	(所得－43万円) ×11.79%
賦課限度額	80万円

２．保険料収納状況

（１）普通徴収分　　（　）前年度

区　分	現 年 度 分	滞納繰越分	計
調　定　額	(34,828,500) 44,237,900円	(386,400) 318,600円	(35,214,900) 44,556,500円
収　納　額	(34,650,200) 44,002,800円	(269,100) 56,200円	(34,919,300) 44,059,000円
不納欠損額	(0) 0円	(0) 117,300円	(0) 117,300円
未　収　額	(178,300) 235,100円	(117,300) 145,100円	(295,600) 380,200円
収　納　率	(99.48) 99.47%	(69.64) 17.64%	(99.16) 98.88%

（２）特別徴収分　　（　）前年度

区　分	現 年 度 分
調　定　額	(49,810,000) 52,141,000円
収　納　額	(49,990,300) 52,149,700円
未　収　額	(0) 0円
収　納　率	(100.36) 100.02%

項　　目	主 要 施 策 ・ 成 果 ・ 予 算 執 行 実 績
3．保険給付状況	1．給付状況（参考数値：提供　北海道後期高齢者医療広域連合） （　）前年度　　※印は集計対象外

区　　分	件　　数	日数・食数	給付額（円）
入　　院	(982) 1,003	(18,982) 18,312	(459,340,312) 452,266,002
入 院 外	(14,345) 14,537	(19,524) 20,347	(176,754,244) 211,004,196
歯　　科	(1,637) 1,562	(2,878) 2,615	(25,666,303) 23,790,941
調　　剤	(11,245) 11,356	(－) －	(135,091,070) 134,584,076
食事療養費	※ (900) ※ 945	※ (43,783) ※ 44,308	(18,196,773) 19,554,988
訪問看護療養費	(1) 0	(2) 0	(47,192) 0
高額療養費	(－) －	(－) －	(43,494,366) 49,579,551
高額介護合算療養費	(－) －	(－) －	(720,806) 840,742
計	(28,210) 28,458	(41,386) 41,274	(859,311,066) 891,620,496
療　養　費	(361) 379	(－) －	(1,872,079) 2,271,249
合　　計	(28,571) 28,837	(41,386) 41,274	(861,183,145) 893,891,745

高額療養費の自己負担限度額（月額）

区　　分		外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み所得者	現役Ⅲ	252,600円＋（総医療費−842,000円）×1%（※1）	
	現役Ⅱ	167,400円＋（総医療費−558,000円）×1%（※2）	
	現役Ⅰ	80,100円＋（総医療費−267,000円）×1%（※3）	
一定以上所得者	一般Ⅱ	18,000円（※4）	57,600円（※3）
一　　般	一般Ⅰ		
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円（※4）	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1･2･3～多数回該当の場合（世帯において過去１２か月以内に３回以上限度額に達したときの４回目から）の限度額は、※1が１４０，１００円、※2が９３，０００円、※3が４４，４００円となる。

※4～年間（８月から翌年７月まで）の限度額は１４４，０００円となる。